**（参考様式２）**

**令和　年度　キラリ輝く☆女性農業者応援事業（女性農業者チャレンジ活動）**

**企画提案書**

１　プロジェクト名

|  |
| --- |
|  |
|

２　事業実施主体の概要

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業実施主体名 |  |  代 表 者 名 |  |
| 代表者の住所 |  | 設立年 |  | 構成員数 |  |
| 実施要領第3の１の要件 |  氏　　名 |  | 農業経営改善計画認定年度 |  |
| 女性農業経営士認定年度  |  | その他（　　　　　　　） |  |
| 〔事業実施主体の現状〕 |
|

３　活動実施計画

|  |  |
| --- | --- |
| 応募の動機 |  |
| 今後の目標 |  |
| 取　組　内　容※　右記の項目から　選択し，取組内容　を具体的に記載する。※　複数選択可。 | （１）起業活動□ 農産物の販路拡大（新たな出荷先の開拓）□　新たな特産品の試作・開発・販売促進□　料理・体験メニュー・サービスの開発□　既存商品のブラッシュアップ□　デザインやパッケージの試作・開発□　消費者交流による特産品ＰＲ活動・販売促進　　（マルシェ，農場ツアー，農業体験・加工体験等）□　地域活性化につながるイベントの企画や試行□　農家民宿・農家レストラン・観光農園等へのチャレンジ（２）資質向上活動□　経営・生産・販売管理等の技能習得のための研修，事例収集等□　地域農業の課題解決のための研修，事例収集等（３）□　その他 |
|  |
| 取組に要する費用の額※　取組ごとに必要　経費を記載する。 | 取組内容 | 補助事業に要する経費（Ａ＋Ｂ） | 県　費 （Ａ） | その他　（Ｂ） | 積算内訳 |
|  |  円 |  　 円 |  円 |  |
| 　　　計 |  |  |  |  |

【参考】規約の例

○○○規約

（名称及び事務所）

第　条　この会は，○○○と称し，事務所は○○市○○丁目○番○号に置く。

（目的）

第　条　この会は，○○○に関する活動を行い，○○○に寄与することを目的とする。

（活動）

第　条　この会は，前条の目的を達成するために，次の○○○活動を実施する。

　　（1）○○○

　　（2）○○○

（会員）

第　条　この会の会員は，会の目的に賛同し入会した者とする。

（会費）

第　条　会員は，以下に定める会費を納入しなければならない。

　　　　 会員　　○○○円

（退会）

第　条　会員は，退会届を提出し任意に退会することができる。

（役員）

第　条　この会に次の役員を置く。役員は総会において選出する。

　　（1）会　長：会を代表し，その活動を総理する。

　　（2）副会長・会計：会長を補佐し，会長に事故あるときはその職務を代理する。

　　　　　　　　　　　 また，会計事務を処理する。

　　（3）監査役：会の活動状況及び会計について監査を行う。

（総会）

第　条　この会の総会は，正会員を持って構成し，年に○回開催すものとする。ただし，必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2　総会は，正会員の過半数の出席がなければ，開催することができない。

3　総会の議事は，出席した正会員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

（事業年度）

第　条　この会の事業年度は，毎年○月○日に始まり，翌年○月○日に終わる。

(事業及び会計の処理）

第　条　本会の事務及び会計の処理については，会長が別に定める。

（解散の場合の措置）

第　条　本会が解散した場合において，補助事業等で取得した財産を処分しようとする際には，あらかじめ都道府県へ相談し，処分を決定する。

（委任）

第　条　この規約に定めのない事項は，総会の決議を経て，会長が別に定める。

附　則　この会則は，令和○○年○月○日から施行する。

【参考】会員名簿の例

構成員名簿

 団体・組織名：

 　　　　年　　月　　日現在

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 役職名 | 氏　　名 | 年齢 | 市町村名 | ○女性農業者◎女性農業経営士 ・認定農業者 | 備考（経営作物名） |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |